

No.	質問	回答
補助対象について		
1	具体的にどのような内容が補助の対象となりますか。	<p>補助対象は、下記のサービスです。</p> <p>①在宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護</p> <p>②福祉用具の貸与 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト(つり具の部分を除く。)、自動排泄処理装置、その他介護保険で認められるもの</p> <p>③福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器、その他介護保険で認められるもの</p> <p>※住宅改修は、補助の対象外です。</p>
2	サービスの一部に、既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか。	<p>本制度は、介護保険の被保険者ではない(40歳未満)、在宅で終末期を迎えるがん患者が、介護保険と同等のサービスを利用する費用の負担軽減を図ることを目的としています。このため、他の制度を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。</p> <p>なお、個人で加入している保険による給付を受けていることに関しては問いませんので、全額補助対象となります。</p>
3	訪問看護等で既に医療保険を受けている場合は対象外ですか。	<p>医療保険を既に受けた訪問看護等の費用については、自己負担分を含め全て対象外となります。</p> <p>ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担した場合については、本制度を利用することも可能です。</p>
4	サービスの提供事業者に指定はありますか。	<p>サービスの提供事業者は、原則下記の条件を満たしている事業者であることが必要となります。</p> <p>1 法人格であること</p> <p>2 サービスの提供事業者の代表者が、補助対象者の同居者でないこと</p> <p>【同居とは(同居の判断)】</p> <p>①同一家屋であること</p> <p>②玄関、居室、台所、浴室等が独立でないこと</p> <p>③玄関、居室、台所、浴室等が独立していても室内階段、室内扉でつながっていること</p> <p>④同一敷地内に家族等が居住しており、家事の日常生活上の世話をを行っていること(※)</p> <p>(※例えば、日中の生活時間帯にどちらかの住居で過ごして</p>

		いるなど、多くの時間を共にしているのであれば「同居」とみなします。)
5	健常な介護者(同居者)がいる場合、訪問介護のうち生活援助は対象外ですか。	健常な介護者(同居者)がいる場合は原則として生活援助は対象外ですが、利用者の家族の状況により対象となる場合があります。 (例)同居者が就業・学業等により日中不在にするため、その間に必要な支援が行えない場合。 なお、生活援助は利用者本人のために行う援助が対象となり、利用者本人以外や日常生活上の家事の範囲を超えることは対象外です。
6	学校での在宅サービスの利用を考えていますが、補助の対象となりますか。	学校での利用においては、学校側で対応されることであるため、本事業を利用することはできません。
対象者について		
7	どのような疾患の方が対象となりますか。	全国がん登録の届出対象となる以下の疾患を対象とします。 ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍(次に掲げるものに限る。) 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 ・消化管間質腫瘍
8	末期がんと認定されて在宅療養していた方が、最終的に入院した場合は補助の対象となりますか。	末期がんと認定されて在宅療養をしている間については、最終的に入院することになったとしても、それまでの部分は補助の対象となります。
9	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者が、支給を受けていない福祉用具の貸与・購入について申請を行った場合は対象となりますか。	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者は、福祉用具の貸与・購入については全て対象とはなりません。
10	東浦町内に住んでいますが、住民票が町外にありますか、対象となりますか。	住民票が東浦町内にある方を対象としておりますので、東浦町内にお住まいでも、住民票が町外にある方は対象とはなりません。

		いずれも申請時点、利用(購入・貸与)時点で東浦町に住所を有している必要があります。
11	その他、補助対象となる方の条件はありますか。	町税の滞納がない方を対象としています。 町税とは、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を指します。
補助額について		
12	申請者への補助額の端数はどのように扱いますか。	利用料から補助額を算出した際、1,000 円未満の端数は切り捨てます。
13	在宅サービス等に係る消費税は補助の対象となりますか。	対象経費は、本体価格+消費税であるため、補助の対象となります。
14	医師による意見書でかかった文書料などは補助の対象ですか。	補助の対象外です。
15	福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費などは補助対象となりますか。	福祉用具そのものの対価ではない諸費用については補助の対象外です。
申請について		
16	申請書類の提出先は	東浦町保健センター窓口または郵送で提出してください。 申請を希望する方は、事前に電話でご相談ください。
17	申請はいつまでに行う必要がありますか。	利用の前までに申請を行う必要があります。 まずはお電話にてご相談ください。 【申請から支払いまでの流れ】 ①利用申請(申請者→町) ②利用決定の通知(町→申請者) ③サービスの利用(申請者) ④サービスの利用料の支払い(申請者) ⑤補助金交付申請兼請求(申請者→町) ⑥交付決定(町) ⑦申請者へ支払い(町→申請者)

18	申請時に必要なものは何ですか。	<p>【利用申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東浦町若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書 ・医師による意見書 ・申請者(利用者)の本人確認ができるものの写し(運転免許証、マイナンバーカード等) ・小児慢性特定疾病医療費受給者証の写し(お持ちの方のみ) <p>【補助金交付申請兼請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東浦町若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付申請書兼請求書 ・領収書(原本) ・サービスの内容、利用日(購入日・貸与日)、利用回数、金額が記載された明細書の写し ・振込先が確認できるもの(預金通帳)の写し <p>※代理申請の場合は、利用者との関係が分かる証明書、代理申請者の本人確認書類、委任状等が必要です。</p> <p>※提出していただいた書類はお返ししませんので、必要な方はコピーを取っておいてください。</p>
19	代理申請は可能ですか。	<p>同居の家族等の申請が可能です。利用者が18歳未満の場合は、保護者を申請者としてください。</p> <p>同居家族(同一世帯)の方が申請される場合は、利用者と申請者の本人確認書類の写しをご提出ください。</p> <p>同居(同一世帯)でない家族の方が申請される場合は、利用者との関係がわかる証明書、利用者と申請者の本人確認書類の写しをご提出ください。</p> <p>※なお、受任者は法定相続人となり得る方になります。申請者と受任者の氏名が異なる場合は、委任状もご提出ください。</p>
20	利用資格等に有効期限がありますか。	申請後、一年を経過した場合は、再度医師による意見書の提出をお願いします。
請求について		
21	領収書にはどのような記載が必要ですか。	申請者(対象者)の氏名、サービス利用日(購入日・貸与日)、利用(購入)金額、サービス内容(品名)、発行者の住所及び電話番号の記載が必要です。
22	領収書の氏名が申請者もしくは補助対象者本人ではない場合、どうすればよいですか。	納品書や明細書など対象者が利用(購入)したことが分かる書類の写しを添付してください。
23	領収書に品名が書かれていないが、どうすればよいですか。	領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など利用や購入内容がわかるものの写しを添付してください。

24	クレジットカード決済で購入しました。領収書がありませんが、どうすればよいですか。	<p>店舗などによってはクレジットカード決済でも領収書を発行するようですが、発行されない場合は利用内容及び支払い金額が確認できる書類の写しを提出してください。</p> <p>【サービス(購入・貸与)内容が確認できる書類】 利用したサービスや購入(貸与)した用具などが掲載されているパンフレットやカタログ等</p> <p>【支払内容が確認できる書類】 レシートやクレジットカード売上票等(申請者(または補助対象者)の氏名、購入日、購入金額がわかるもの)</p>
25	領収書を他にも使用するため原本を提出できない場合は、どうすればよいですか。	<p>原本の確認は必須のため、補助金交付申請時に原本の提出をお願いします。窓口で内容を確認した後に、本事業による補助金を申請済である旨を記載してコピーを返却します。</p>
26	請求書は毎月提出する必要はありますか。	<p>利用月単位での請求となりますが、年度内の利用月については、当該年度末までにまとめて申請することも可能です。</p> <p>補助金の請求は、利用(購入・貸与)月の翌月から当該年度末までにしてください。</p>
27	申請者が町へ請求する基準(請求単位)はどのようなですか。	<p>利用月単位で、対象経費(上限6万円)の9割(千円未満切捨て)を請求してください。実際にサービスを利用した日(購入日)が、その月の請求単位となります。</p> <p>(例)7月1日～7月31日利用分⇒7月利用分として請求</p>
28	事業者が直接費用を受け取る方法での支払いは可能ですか。	<p>償還払いとなります。事業者への支払いはできません。</p>
29	利用途中に利用者が40歳を迎えた場合はどうすればよいですか。	<p>40歳の誕生日の前々日までに利用した費用を、本事業で支払うことは可能です。</p> <p>40歳になった月においては、誕生日の前々日までの利用分の領収書及び明細書の発行を事業者にお問い合わせください。</p>